

「年休裁判」東西同時提訴！ 年休失効を許さず、 要員確保のために闘うぞ！

11月28日、東京第二運輸所分会西村隆行さん、東京第一運輸所分会木下和樹さんは東京地方裁判所に、大阪第二運輸所分会大谷川公明さんは大阪地方裁判所に、それぞれ損害賠償請求訴訟（通称「年休裁判」）を提起しました。

この裁判は、年休を失効した、または年休を申し込んだにもかかわらず、年休を付与されなかったことは、労働基準法第39条に違反するとして会社を訴えたものです。裁判の目的は、年休失効の解消と時季変更権の濫用をやめさせることです。原告の3名は、JR東海全社員の利益のために決起しました。

同日、東京と大阪で、「年休裁判勝利！総決起集会」を開催しました。集会で、原告の3名からは、年休失効された労働者のために先頭で闘うことが決意表明されました。



大阪地裁に訴状を提出！



東京での決起集会の様子